

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27 日

(あて先)  
さいたま市長

提出者

住 所 さいたま市見沼区春岡1丁目1-10  
氏 名 日本道路株式会社埼玉中央営業所  
所長 色川 裕士  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 048-688-3461

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社北関東支店 埼玉中央営業所
事業場の所在地	さいたま市見沼区春岡1丁目1-10
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 292,792 万円
③従業員数	26 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

当社「建設副産物適正処理管理規則」に基づく管理組織図 別紙の通り

- ・産業廃棄物処理責任者（埼玉中央営業所） 安全環境課長

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙の通り

①現状	【前年度実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙の通り

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙の通り

①現状	【前年度実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 該当なし

①現状	【前年度実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 該当なし

①現状	【前年度実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙の通り			
①現状	【前年度実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

## (第5面)

②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 当事業所において現に行っている事業に関する事項

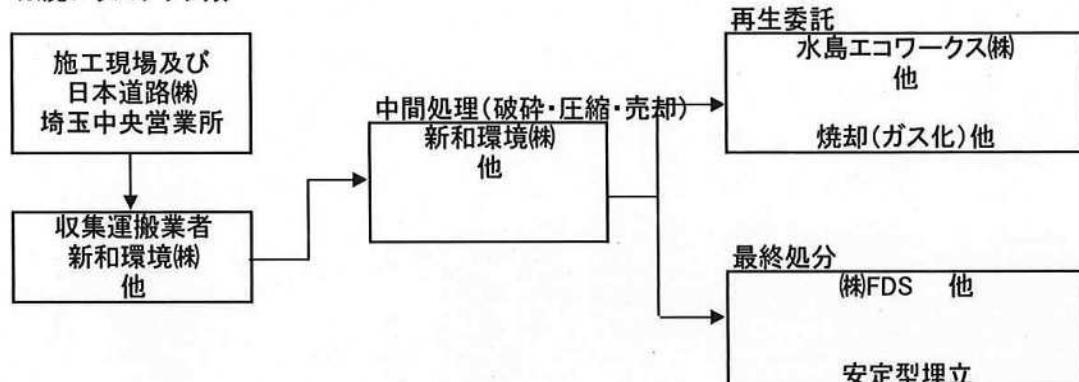
### ④産業廃棄物の一連の処理工程(主な場合)

・現場単位でその都度適正な業者と契約

※がれき類



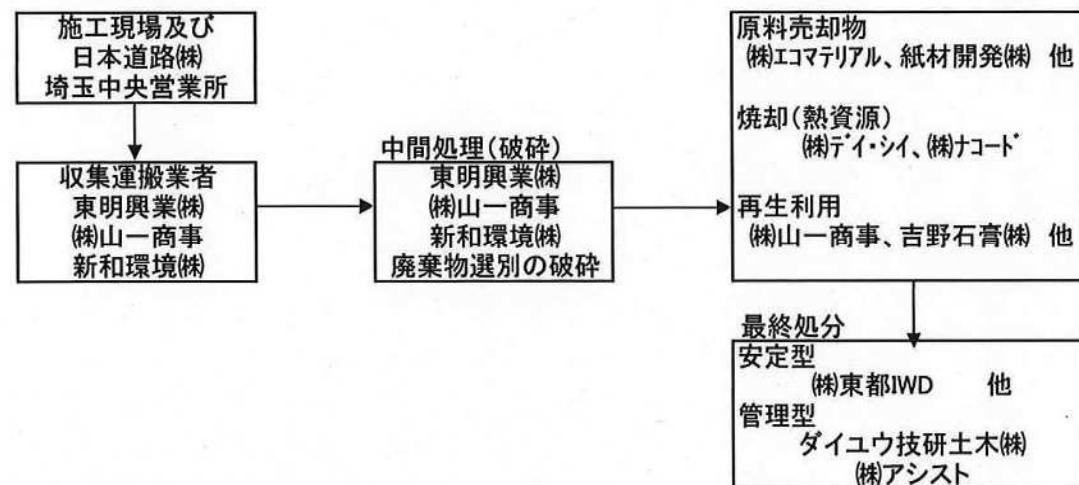
※廃プラスチック類



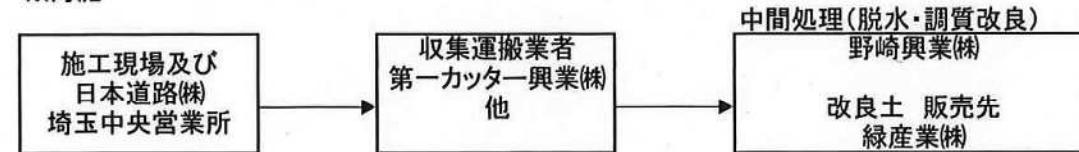
※木くず



※建設混合廃棄物

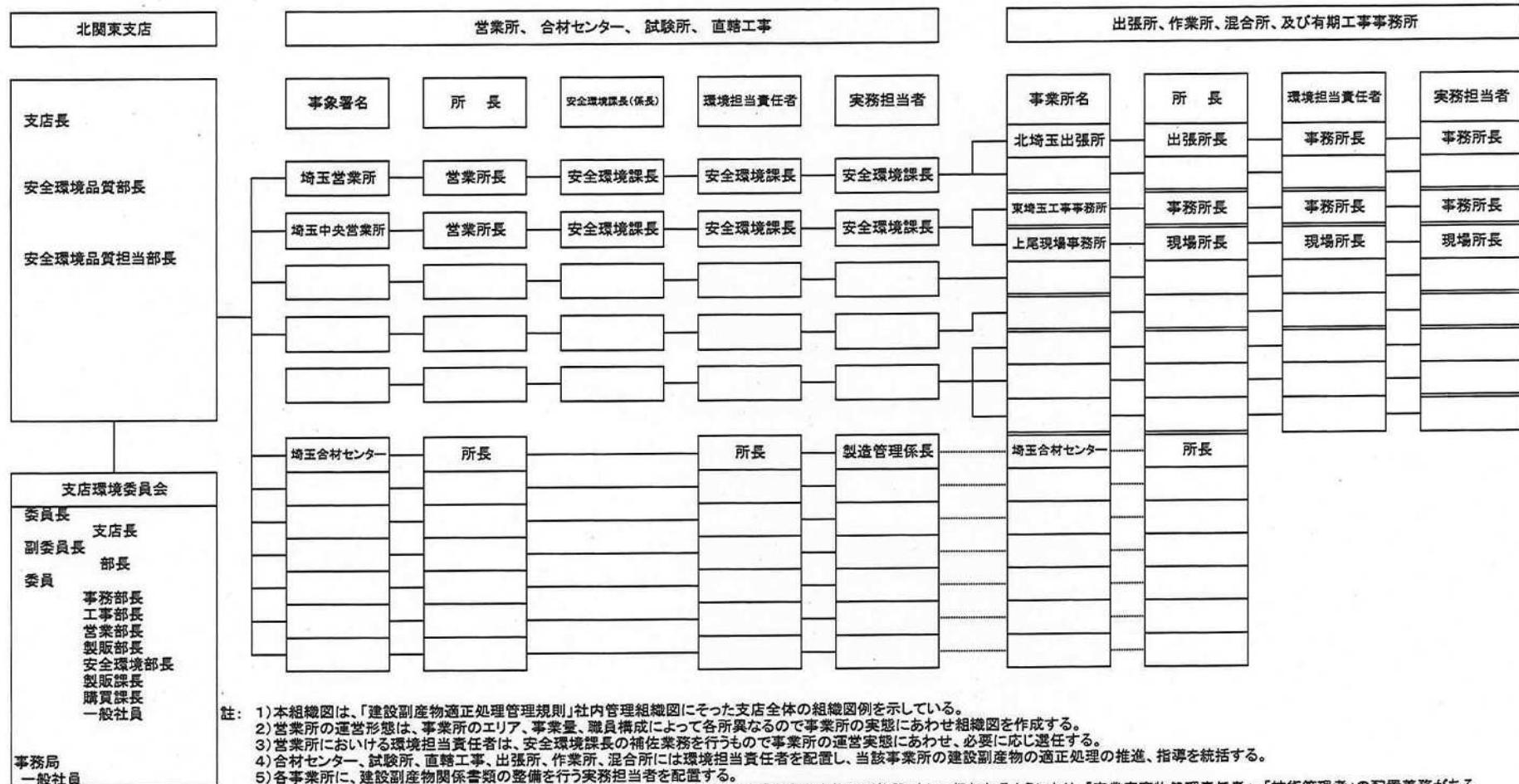


※汚泥



2023年度 建設副産物適正処理管理組織図

作成2023年 4月 1日



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

#### 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項



## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

### (今後実施する予定の取り組み)

- ・廃棄物の委託処理に当たっては廃棄物処理法に則して行うこととし、保管に当たっては保管基準を遵守する。
  - ・がれき類は引き続き100%再生利用となるように指導・教育を実施する。
  - ・再生利用率の多い中間処理業者を優先して委託する。

※水份處理欄